

市第59号議案 横浜市火災予防条例の一部改正 (蓄電池設備等及び固体燃料を使用するちゅう房設備の基準の改正)

1 蓄電池設備等

(1) 改正経緯

現行の蓄電池設備の規制は、主に開放形の鉛蓄電池を想定した内容となっておりますが、近年、密閉形の鉛蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウムイオン蓄電池などの蓄電池設備が普及しています。また、JIS等の標準規格において、出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきました。

これらを受け、総務省消防庁において検討が行われ、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう国の省令*等が改正されたことから、同様に横浜市火災予防条例の一部を改正します。

* 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令

鉛蓄電池

開放形 (補水が必要)



電解液が不燃性
(希硫酸)

鉛蓄電池

密閉形 (補水が不要)



電解液が不燃性
(希硫酸)

ニッケル水素蓄電池



電解液が不燃性
(アルカリ性水溶液)

リチウムイオン蓄電池



・電解液が可燃性 (第4類第2石油類等)
・安全への配慮等が必要

(2) 条例改正の内容

ア 規制する蓄電池設備の見直しについて (第16条第1項)

規制する単位を「A h・セル」から「kWh」に変更します。

現行	改正後
定格容量と電槽数の積の合計 4,800 A h・セル以上のもの	蓄電池容量10kWhを超えるもの* (10kWhを超え20kWh以下で出火防止措置が講じられた蓄電池設備を除く。)

* 現行の単位である4,800 A h・セルを、改正後の単位であるkWhに換算すると鉛蓄電池については9.6kWhとなるため、蓄電池の種別によらず「10kWh」とします。

(参考) ニッケル水素5.76kWh、リチウムイオン17.76kWh

イ 転倒等防止措置の見直しについて (第16条第1項)

各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の転倒等防止措置と開放形鉛蓄電池のみに求められる措置を明確化するため、次のとおりとします。

(ア) 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。

(イ) 開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、耐酸性の床上等に設けること。

ウ 雨水等の浸入防止措置の見直しについて (第14条の2第1項第3号及び第16条第4項)

屋外に設ける蓄電池設備については、キュービクル式*1のものと限定していましたが、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体*2に収められたものでよいこととします。

*1 鋼板で造られた外箱に収納されている方式 *2 材質に指定のない外箱

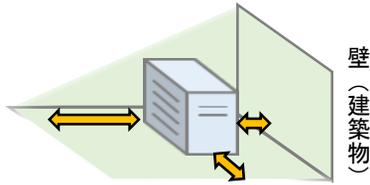
エ 建築物からの離隔距離の見直しについて (第16条第3項)

屋外に設ける蓄電池設備については、建築物から3メートル以上の距離を保つ必要がありますが、これを緩和できるものに「延焼防止措置が講じられた蓄電池設備」を追加することとします。

【建築物からの距離のイメージ】



オ 換気、点検及び整備に支障のない距離について（第16条第4項（第14条第1項第3号の2を準用））
建築物等の部分との間に換気等に支障のない距離については、キュービクル式のものに限定して距離を保つよう規定していましたが、全ての蓄電池設備等にこの距離を保つこととします。



支障のない距離の例	
・換気を行う面	20 c m
・点検を行う面	60 c m
・操作を行う面	100 c m

カ 届出に関する事項（第74条第1項第11号）
蓄電池容量20 k W h以下の蓄電池設備は届出を不要とすることとします。

2 固体燃料を使用するちゅう房設備

(1) 改正経緯

これまで、固体燃料を使用するちゅう房設備（炭火焼き器*1）は、離隔距離を決定する評価方法が定められていませんでした。

このことについて、総務省消防庁において検討が行われ、固体燃料を使用する火気設備に係る離隔距離の評価方法が確立されたことに伴い、国の省令*2が改正され、炭火焼き器の離隔距離が定められたことから、同様に横浜市火災予防条例の一部を改正します。

* 1 主に業務用で、使用形態上容易に移動ができないもの

* 2 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令

(2) 条例改正の内容（別表第3）

火災予防上安全な距離を定めている条例別表第3に、炭火焼き器の離隔距離を定めることとします。

種 類				距 離（単位 センチメートル）					
				入 力	上 方	側 方	前 方	後 方	
ちゅう房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃*	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

追加

* 「不燃」とは、炭火焼き器の周囲の仕上げを不燃材料で有効に仕上げをした場合をいいます。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年1月1日

(2) 経過措置

施行の際現に設置又は設置の工事中の蓄電池設備等のうち、改正後の規定に適合しないものは、従前の規定を適用することとします。

なお、改正後の規定により新たに蓄電池設備に該当となるもののうち、施行の際現に設置又は施行の日から2年を経過する日までの間に設置されたものは、規制対象から除くこととします。

* 炭火焼き器の改正については、火災予防上安全な距離を緩和するため、経過措置は設けないこととします。